

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：経済産業省製造産業局素材産業課

（※厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療用物資等確保対策推進室と共同要望）

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが0.2ミリメートル未満のものに限る。）（以下「PVC手袋」という。）									
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和5年3月31日に適用期限が到来するPVC手袋について、関税無税化を延長。									
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考	
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
3926.20	011	手袋（塩化ビニルの重合体製の もので、厚さが0.2ミリメー トル未満のものに限る。）	5.8%	無税	無税	5.8%	無税	無税	4.8%		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで									
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p><b>① 現状</b></p> <p>PVC手袋は、医療・介護福祉等現場で日々大量に使用される重要な個人防護具（PPE）の1つであり、感染症対策や汚物処理等の様々な場面で使用がされている。このような製品特徴から、安価に生産可能な中国等への生産拠点集中が起きている。</p> <p>また、我が国はほぼ全量を輸入しており、2021年度の貿易統計によれば、約8割が中国からの輸入となっている。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>PVC手袋を調達する各社へのヒアリングによると、新型コロナウイルスの影響が顕在化する前の令和元年12月頃では中国製造業者からの調達価格は1,000枚当たり15ドル前後で推移していたが、顕在化後急激に値上がりし、令和2年7月においては50ドル前後まで上昇した。令和4年6月現在、値上がりは止まっているが、引き続きコロナ前に比べると高く、また、中国におけるロックダウンを受けて、供給不足が懸念される。</p> <p>PVC手袋を調達する各社が、調達価格を小売販売価格に転嫁した場合において、顧客である病院や介護福祉施設等では価格の高騰により、必要量が購入できないおそれやコスト増加による経営への影響も考えられる。</p>									
改正の必要性と目的達 成の見通し		<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>各国でいまだ新型コロナウイルス感染が収束しない中で、PVC手袋の世界的な需要増による価格高騰は今後も継続が見込まれることから、我が国においてPVC手袋を真に必要とする医療・介護福祉等現場への安定供給のため、関税負担を軽</p>									

	<p>減する必要がある。</p> <p>一方、今後も全量の海外依存を継続すると緊急時に必要な数量の調達が可能となる。このため、将来的には調達先の多様化においてバランスさせていく方向であり、今後出てくる可能性のある国内産業の保護の観点からも暫定無税の延長をお願いするもの。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b> 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>PVC手袋の価格高騰及びその供給に懸念がある中、当該関税が無税化されれば、輸入業者はその分PVC手袋を安くユーザーに届けることが可能となり、国内におけるPVC手袋の円滑な供給に貢献する。</p> <p>また、PVC手袋の主なユーザーは医療・介護福祉施設であり、これら施設は衛生面確保の観点から一作業ごとに基本PVC手袋を使い捨てるため大量のPVC手袋が必要。コロナ禍により、医療・介護福祉施設の経営も厳しくなっている中、PVC手袋の価格高騰は負担であり、関税無税化によりこれら負担の軽減が期待できる。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>令和4年6月時点で、国内でPVC手袋の生産ラインを保有している企業は限られており、かつPVC手袋の生産がメインではないため、国内産業への悪影響はないと考えられる。</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>改正によって期待できる効果が大きく、悪影響はないため、妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>PVC手袋の調達価格の軽減は、医療・介護福祉等現場での安定供給に繋がるため、我が国の医療・介護提供体制の確保に有効である。</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>特になし。</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、医療用物資等の確保を強化することとされている。関税無税化により価格の高騰を緩和することで、輸入業者がPVC手袋をより安く医療機関に供給できるようになり、医療用物資の円滑な提供に資すると考えられる。</p>

	<p>(参考) 新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性</p> <p>II. 感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築等</p> <p>6. 医療用物資等の確保の強化</p> <p>感染症まん延時等において、医薬品、医療機器、個人防護具等の物資に対する世界的需要が高まる中においても、これらが確実に確保されるよう、平時からモニタリングを強化し、サプライチェーンの把握、計画的な備蓄等を進めるほか、緊急時等に生産・輸入等に係る適切な措置を講ずるための枠組みを整備する。</p> <p>(具体的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サプライチェーンの把握を含め、平時からのモニタリングを推進する。このため、生産・輸入・販売・貸付業者からの情報収集等による状況把握を円滑に行えるよう環境を整備する。</li> <li>➤ 国、都道府県等、多様な主体による平時からの計画的な備蓄を推進する。</li> <li>➤ 緊急時等において、生産・輸入・販売・貸付業者に対し、生産・輸入の促進や出荷調整の要請等を確実に実施するための枠組みを創設する等</li> </ul> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>新型コロナウイルスによって平時より増加した医療・介護福祉等現場の需要分については、政府調達を進めており、それら使い捨て手袋については「新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資」として優先通関の対象になっている。そのため、関税定率法第15条第1項第3号（寄贈物品等免税）を適用する場合、令和2年4月頃から通関手続きが簡略化されている。</p> <p>また、PVC手袋の統計分類が存在せず、正確な輸入量・金額を把握できない状態にあったため、令和2年に輸出入統計品目表を改正し、PVC手袋の細分を新設した。</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>令和3年度及び令和4年度において暫定的に無税化</p>
<p>措置による効果</p>	<p>PVC手袋の関税が暫定的に無税となることで、医療・介護福祉等施設がPVC手袋を購入する際の金銭的負担が緩和される。</p>